

第1回東京都北区資源循環推進審議会

平成24年7月11日
午前10時開会
第二委員会室

(開 会)

- 1 委嘱状の交付
- 2 委員の紹介
- 3 諮問
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 審議会の運営について
- 6 今後の進め方について
- 7 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- 8 ごみの減量・リサイクルに関する区民意向調査
- 9 その他

(閉 会)

《配付資料》

- 資料1 北区資源循環推進審議会委員名簿
- 資料2 諮問文(写)
- 資料3 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則
- 資料4 北区資源循環推進審議会 議事録の取り扱いについて(案)
- 資料5 北区資源循環推進審議会 今後の進め方について(案)
- 資料6 北区の清掃事業及び資源回収事業について
- 資料7 ごみの減量・リサイクルに関する区民意向調査

《参考資料》

- 参考資料1 ・東京都北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2018)
 - (1) 東京都北区分別収集計画
 - (2) 平成24年度東京都北区一般廃棄物処理実施計画
- 参考資料2 北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方
- 参考資料3 平成23年度北区ごみ組成調査報告書
- 参考資料4 ごみれば2012

(平成24年7月11日現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	やま や しゅう さく 山谷 修作	東洋大学経済学部教授
	かとうの たけし 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつ なみ じゅん や 松波 淳也	法政大学経済学部教授
区議会議員	わたなべ かつひろ 渡辺 かつひろ	北区議会議員
	ふるた しのぶ 古田 しのぶ	北区議会議員
	うつのみや あきら 宇都宮 章	北区議会議員
	あかえ なつ 赤江 なつ	北区議会議員
区民	いがらし よしのり 五十嵐 芳則	公募区民
	おおくぼ しげる 大久保 繁	公募区民
	ますはし のりこ 増橋 典子	公募区民
	ほりえ たけし 堀江 毅	北区町会自治会連合会
	たけこし さとこ 竹腰 里子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	まきもと たつお 牧元 達雄	北区地域リサイクラー協議会
	さいとう くにひこ 齋藤 邦彦	北区清掃協力会
	やまぐち のりこ 山口 紀子	堀船生活学校
事業者	おばな ひでお 尾花 秀雄	北区商店街連合会
	わにぶち ゆうじろう 鱈渕 雄二郎	リサイクラー事業協同組合
	さいとう まさみ 齋藤 正美	(社)北区産業連合会
区職員	よりた そのこ 依田 園子	北区政策経営部長

(写)

資料 2

24北環り第1388号

平成24年7月11日

東京都北区資源循環推進審議会 殿

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条3項の
規定に基づき、下記事項について諮問します。

東京都北区長 花川與惣太

記

更なるごみの減量化のための具体策について

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(東京都北区資源循環推進審議会の設置)

第七条 一般廃棄物の減量と適正な処理に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮らなければならない。

3 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。

二 一般廃棄物の減量等に関すること。

三 その他重要事項に関すること。

4 審議会は、一般廃棄物の減量と適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、二十人以内の委員で組織する。

6 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、廃棄物の処理及び再利用について高い識見を有する者、区議会議員、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

平成23年11月21日改正

第二章 東京都北区資源循環推進審議会

(構成)

第三条 条例第七条第五項に規定する東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次によるものとする。

- 一 学識経験者 三人以内
- 二 区議会議員 四人以内
- 三 区民 八人以内
- 四 事業者 四人以内
- 五 区職員 一人以内

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(小委員会)

第六条の二 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。
- 3 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。
- 4 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 5 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の会務を総理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の委員以外の者を小委員会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部リサイクル清掃課において処理する。

平成24年7月11日
第1回北区資源循環推進審議会

北区資源循環推進審議会 議事録の取り扱いについて(案)

- 1 議事録の原案（委員名記載）ができましたら、全委員へ送付します。
- 2 議事録の原案について、誤りがあれば、到着後一週間以内に事務局まで、お知らせください。
- 3 会長において最終確認後、議事録といたします。
- 4 議事録は、委員名を伏せるものとします。
- 5 議事録は、リサイクル清掃課に備え置くとともに、区ホームページに公開いたします。
- 6 議事録の公開までは、会議終了後、概ね1か月をめやすとします。

《参考》

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則 【抜粋】

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

資料 5

平成24年7月11日
第1回資源循環推進審議会

北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）

	開催時期 (予定)	主な内容
第1回	平成24年7月	諮問 今後の進め方について 区民意向調査について
第2回	平成24年8月	視察 民間リサイクル施設
第3回	平成24年11月	区民意向調査の結果報告 減量化のための具体策について
第4回	平成25年1月	減量化のための具体策について
第5回	平成25年4月	
第6回	平成25年6月	
第7回	平成25年9月	
第8回	平成25年11月	中間のまとめ
第9回	平成26年1月	最終答申に向けて

「資源循環推進審議会小委員会」を下記の規則に基づいて設置します。

「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第6条の2

会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

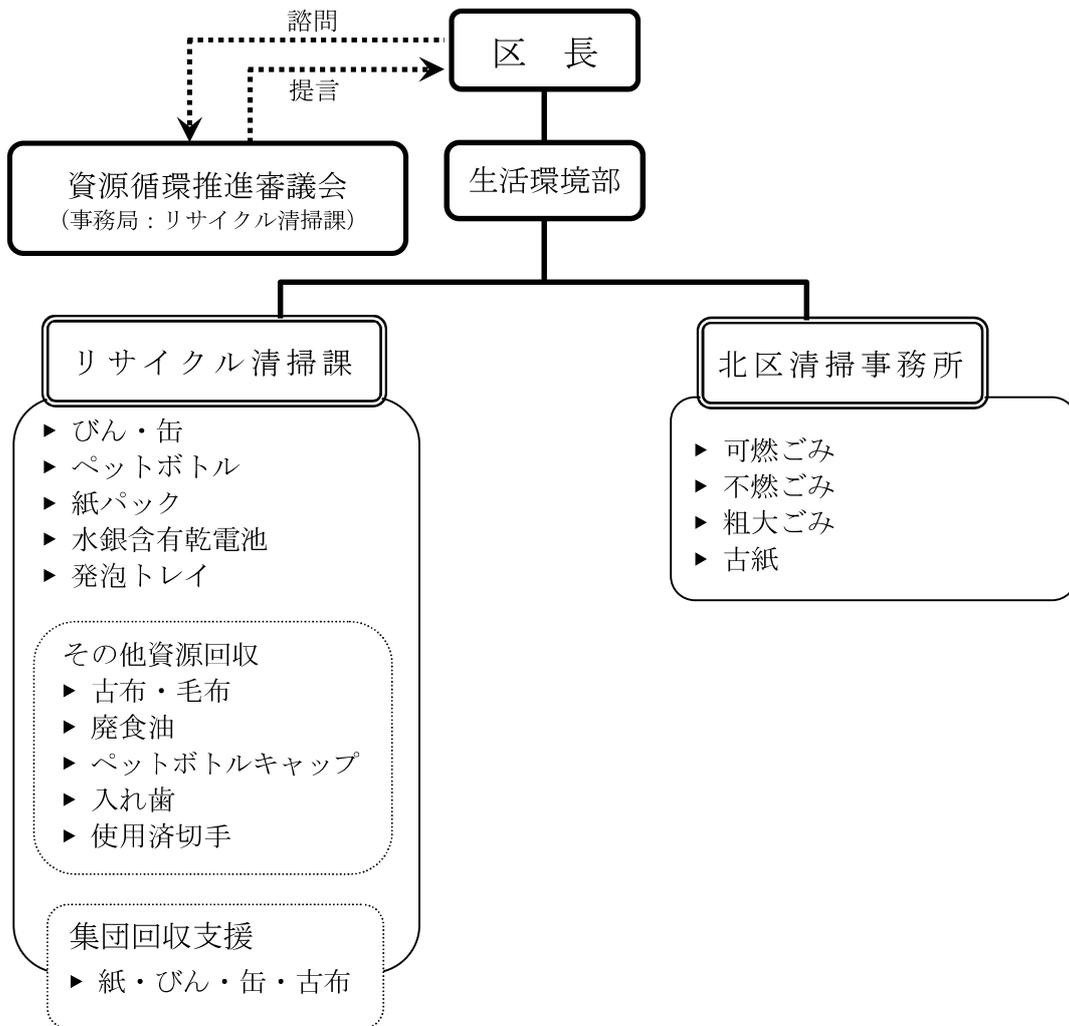
2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。

北区の清掃事業及び資源回収事業について

1 北区の廃棄物処理計画

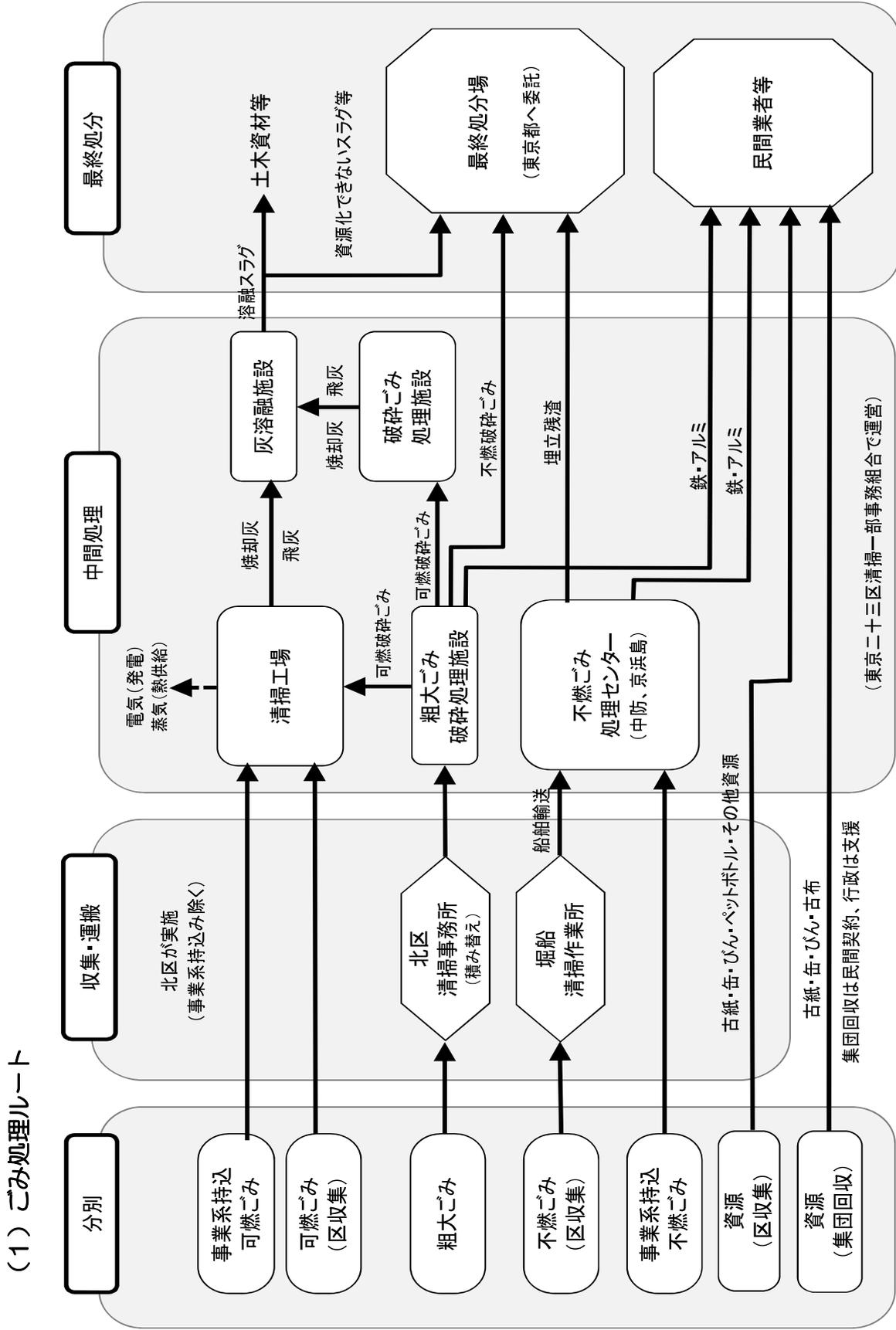


2 北区清掃・リサイクル事業体制及び事業所管



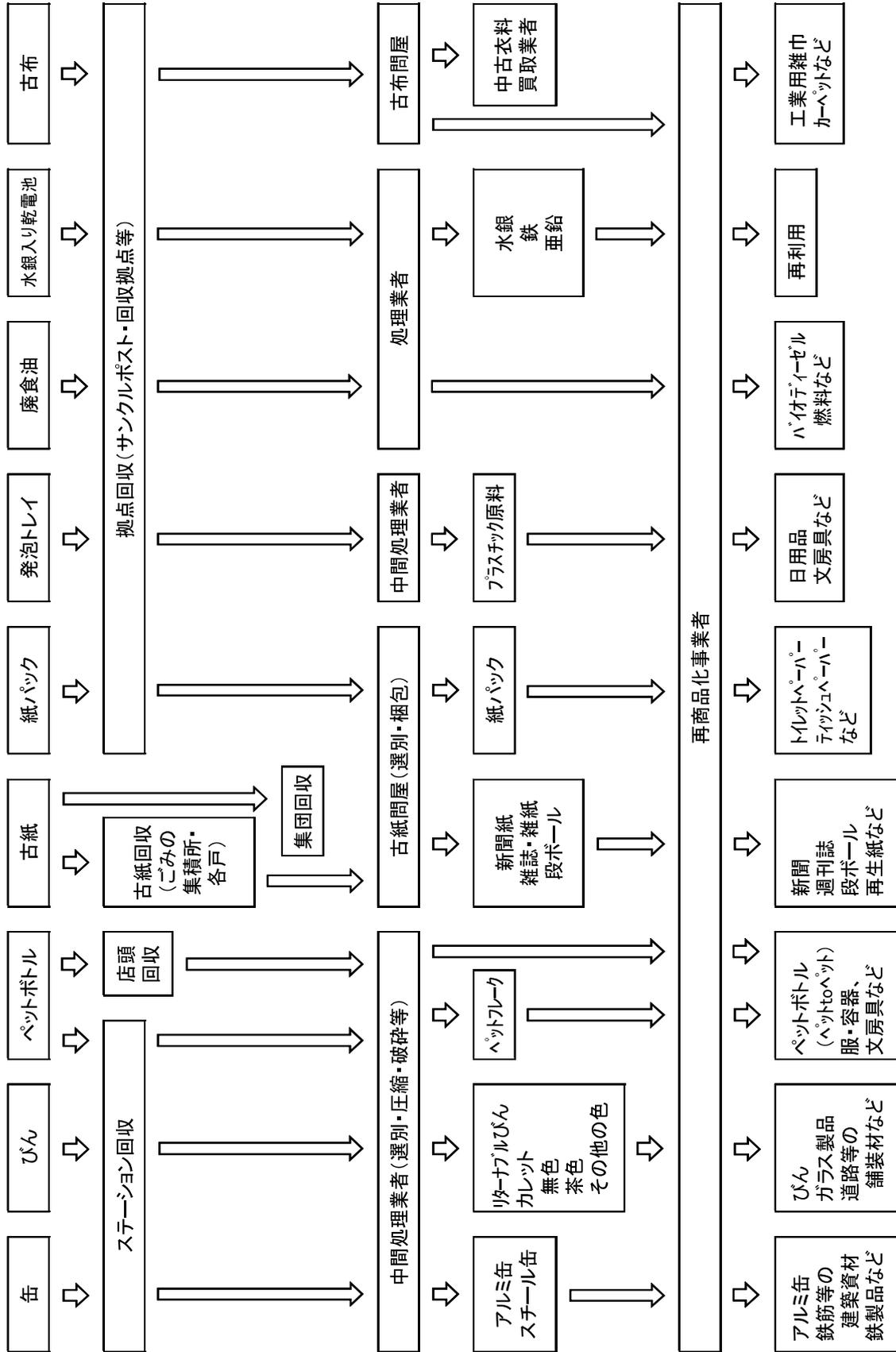
3 事業運営

(1) ごみ処理ルート



(2) 資源回収ルート

(2) 資源回収ルート



(3) 北区のごみ・資源分別区分

分別項目	具体的品目	排出場所	排出方法	収集頻度		
可燃ごみ	生ごみ、衣類、少量の枝葉（50cm以下）、資源にできない紙、皮製品、ゴム・プラスチック製品、発泡スチロール、プラスチック類、ビデオテープ・CD・MDなど、ラップ・レジ袋、竹串（紙に包む）、食用油（固めたもの）	集積所または決められた場所 （集積所 約8,200か所） （各戸 約18,100か所）	容器または中身の見える丈夫な袋 （事業系は有料）	2回/週		
不燃ごみ	ガラス、陶磁器類、割れたびん、はさみ・包丁、アルミホイル、蛍光灯・電球（紙のケースに入れる）、薬・油・塗料の空缶、小型の電気製品、傘、乾電池			2回/月		
粗大ごみ	おおむね一辺が30cm角以上のもの（タンス、いす、ふとん、電子レンジなど）	自宅または決められた場所	申込制（有料）	随時		
資源	古紙類	新聞、折込チラシ 雑誌、書籍、雑紙 段ボール	集積所または決められた場所 （集積所 約8,200か所） （各戸 約18,100か所）	ひもでしばる （事業系は有料）	1回/週	
	びん	食品や飲料用のびん	ステーション （設置数 約4,400か所）	黄色コンテナ		
	缶	食品や飲料用の缶		青色コンテナ		
	ペットボトル	キャップとラベルをはがした ペットボトル	ステーション （設置数 約4,400か所） または スーパーやコンビニなどの店頭 （店舗数 約150か所）	青または緑色の回収ネット または 店舗設置回収BOX		
	紙パック	牛乳パック	公共機関など （58か所）	洗浄後、開いて、 白いサンクルポストに入れる		随時
	トレイ	食品用発泡トレイ	公共機関など （31か所）	洗浄後、ピンク色の サンクルポストに入れる		随時
	乾電池	水銀入り乾電池	リサイクル清掃課・北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎 （3か所）	職員等に手渡し		随時
	廃食用油	家庭から出る廃食用油（未開封も含む）	エコ広場4館・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川） （7か所）	職員等に手渡し		随時
その他資源	古布	エコ広場4館・リサイクル清掃課・赤羽会館（3か所）	設置されたかごに入れる	随時		
	毛布	リサイクル清掃課（1か所）	設置されたかごに入れる	随時		
	ペットボトルキャップ	エコ広場4館・リサイクル清掃課・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）（8か所）	専用ボックス	随時		
	インクカートリッジ		専用ボックス	随時		
	充電式電池	リサイクル協力店 （区内20か所）	回収ボックス（黄）	随時		
	ボタン電池	リサイクル協力店 （区内20か所）	専用回収缶	随時		
集団回収	古紙・古布・びん・缶	各団体が回収場所、方法や回収頻度を決めて民間事業者者に引き渡す。区は実績に応じて@6円/kgを報奨金として支給している。				

(4) 清掃事業

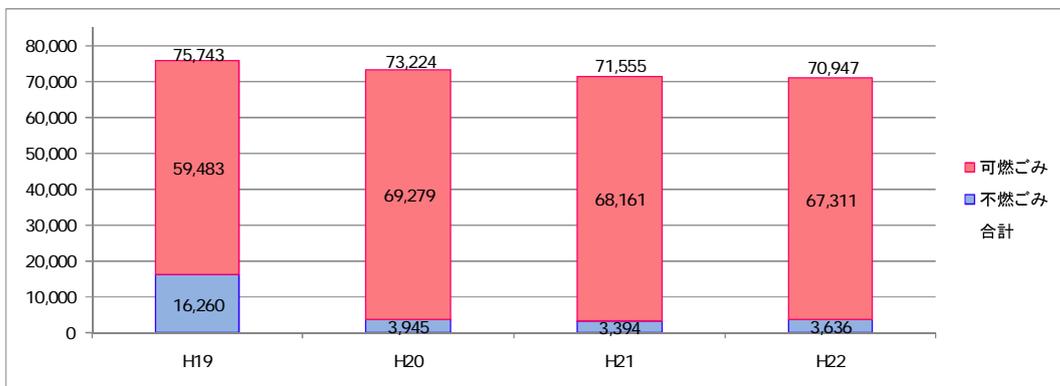
① 可燃ごみ・不燃ごみ

可燃ごみや不燃ごみは、容器または中身の見える透明度の高い袋で収集している。平成19年度からサーマルリサイクル事業の実施に伴い、不燃ごみの廃プラスチック類を可燃ごみに分別した。北区では平成14年に防犯（放火）対策として狭小路地の滝野川地区（区の約3分の1の地域）で戸別収集を行っている。

なお、事業系ごみは、廃棄物処理法で定める自己処理・許可業者による処理が原則となるが、中小企業等の少量排出事業者（従業員20名未満で日量10kg以下）に限り、事業系有料ごみ処理券（32.5円/kg）を貼付することを条件に家庭ごみと同時に区が回収している。

(グラフ1) 可燃ごみ・不燃ごみ量の推移

単位 (t)



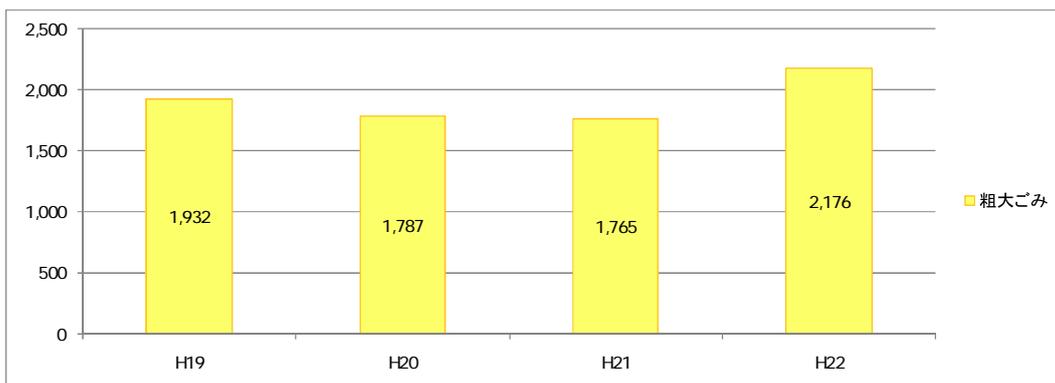
② 粗大ごみ

家具など大きなごみ（概ね30cm角以上のもの）は、粗大ごみとして有料の申込制で原則として指定された日に自宅前から収集している。処理手数料は、品目毎に定められており、粗大ごみ処理券（シール）を貼付することとしている。

なお、平成13年4月から、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、ブラウン管テレビ・洗濯機・冷蔵庫（冷凍庫は平成16年4月から）・エアコンの4品目は、リサイクル（再商品化）が義務付けられ、粗大ごみから除外された。さらに平成21年4月より薄型テレビ・衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象となった。また平成15年10月からは、資源有効利用促進法により家庭で使用されたパソコンがリサイクル品に指定された。

(グラフ2) 粗大ごみ量の推移

単位 (t)



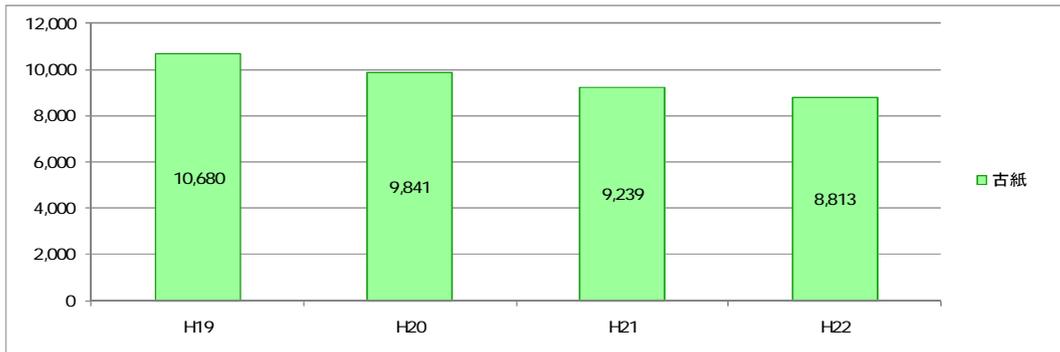
(5) 資源回収事業

① 古紙回収

可燃ごみに含まれる紙類を資源として回収するため、北区での古紙回収は平成11年10月より全域実施となった。排出方法は新聞・雑誌・段ボールをそれぞれひもで束ねてごみ集積所に排出する。

なお、折込チラシは新聞と一緒に束ねて、包装紙やお菓子の空箱・牛乳などの紙パックは、雑誌に挟んで排出する。

(グラフ3) 古紙回収量の推移 単位 (t)

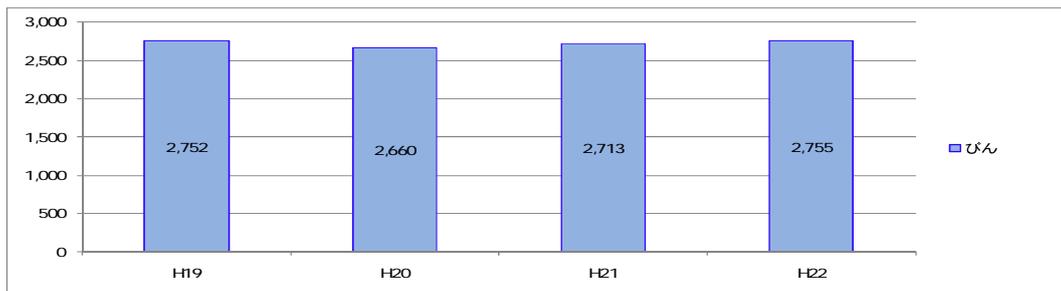


② ステーション回収 (びん・缶)

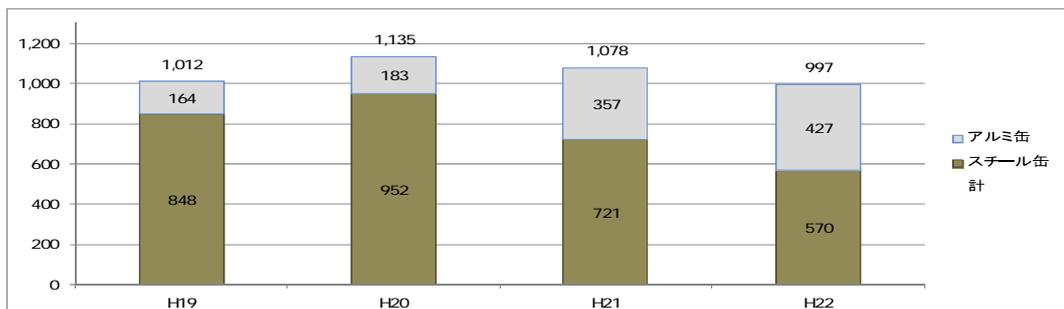
びん・缶の回収は、区の資源回収事業として、平成4年3月に開始した。

回収方法は、週1回、回収場所(ステーション)にある専用コンテナにびん(青色コンテナ)・缶(黄色コンテナ)を出してもらい、区が運搬業者に委託して回収している。なお、回収用のコンテナを区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

(グラフ4) ステーション回収量(びん)の推移 単位 (t)



(グラフ5) ステーション回収量(缶)の推移 単位 (t)



③ ペットボトル

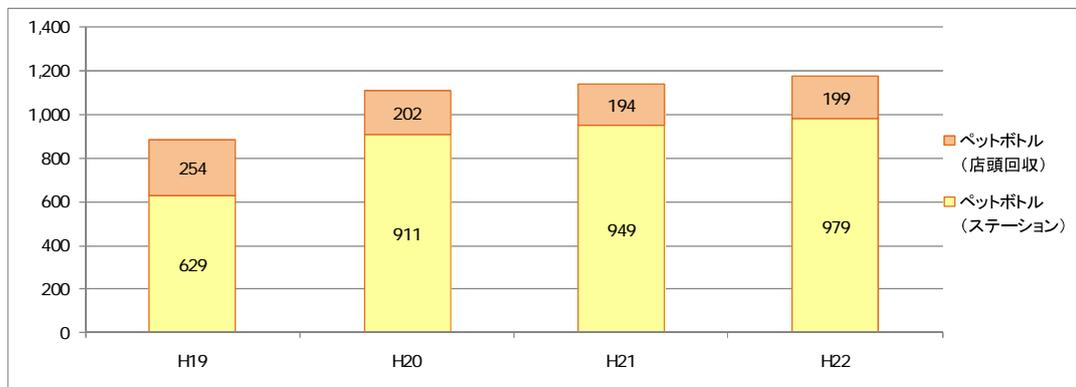
ペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の本格施行に合わせ、本来販売事業者責任による処理の暫定的措置として、平成9年4月に販売店の店頭でペットボトル回収容器を設置し、家庭から排出されるペットボトルの回収事業を開始した。

北区では、16年度から一部の集合住宅や事業者の協力で拠点回収により回収事業の拡充を図った。その後、サーマルリサイクル事業の実施条件として、平成19年6月に区内全域でペットボトルのステーション回収を開始した。

ペットボトルはネット管理を原則区の委託により行っていることから売却代金を区の歳入としている。

(グラフ6) ペットボトル回収量の推移

単位 (t)

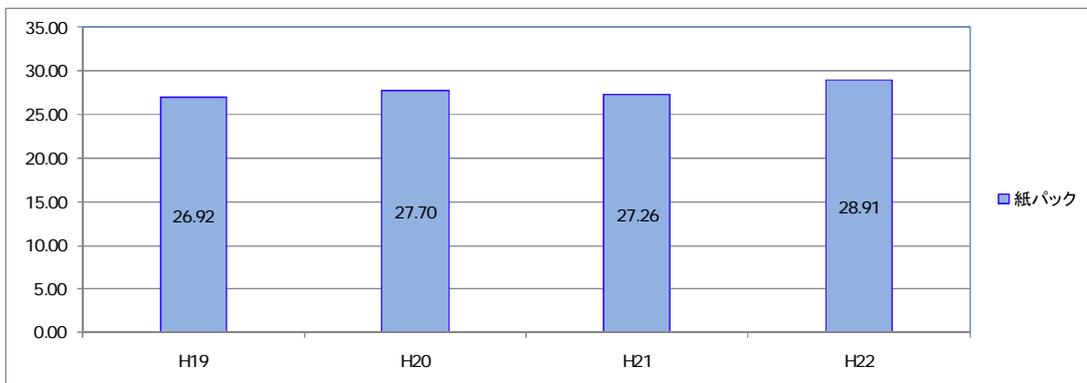


④ 紙パック

平成3年8月より回収を実施。当初は売上げ金を被災地域への寄付金などにあてていたが、平成12年度からは区の歳入になった。排出者には、洗浄後開いて、58カ所の拠点（サンクルポスト：39カ所、コンテナ及び店舗独自ボックス：19カ所）へ出してもらう。

(グラフ7) 紙パック回収量の推移

単位 (t)

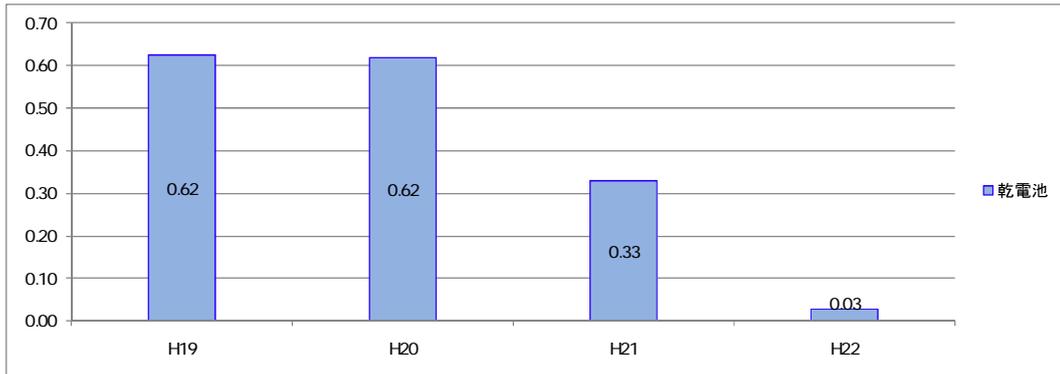


⑤ 乾電池（水銀入り）

平成5年1月より回収を実施。31所の拠点（サンクルポスト：23か所、施設窓口で受付：8か所）により回収していた。平成15年度より資源循環推進審議会の答申を受けて、水銀入りのみを回収していたが、排出量の減少に伴い、リサイクル清掃課・北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎窓口での受け取りにより回収している。

（グラフ8）乾電池回収量の推移

単位（t）



水銀入り乾電池以外の電池の分別（参考）

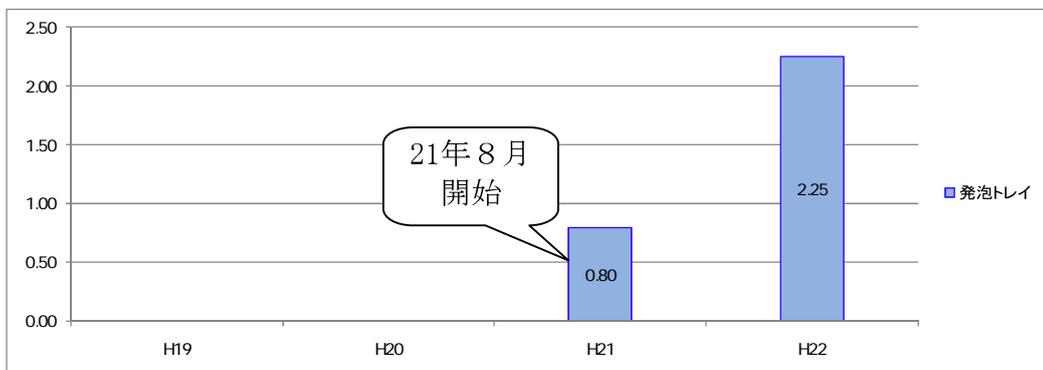
アルカリ・マンガン乾電池	区の不燃ごみ回収
ニカド・ニッケル水素等の小型充電式電池	リサイクル協力店（民間の電気店等）の回収ボックスへ（区内20か所）
ボタン電池	民間の電気店等の回収缶へ（区内12か所）

⑥ 発泡トレイ

平成21年8月より回収。スーパーなど店舗での自主的な資源回収を地域的に補完するため、区内31か所の拠点にトレイ用サンクルポストを設置、排出者には洗浄後乾かした食品用発泡トレイを出してもらい、回収対象は着色してあるものも含むが、カップ麺や納豆容器など、トレイの形状をしていないものは含まない。週1～2回、委託業者による回収、中間処理業者でインゴット化（熱でトレイを溶かして固めたもの）後、プラスチック製品に再生される。

（グラフ9）発泡トレイ回収量の推移

単位（t）

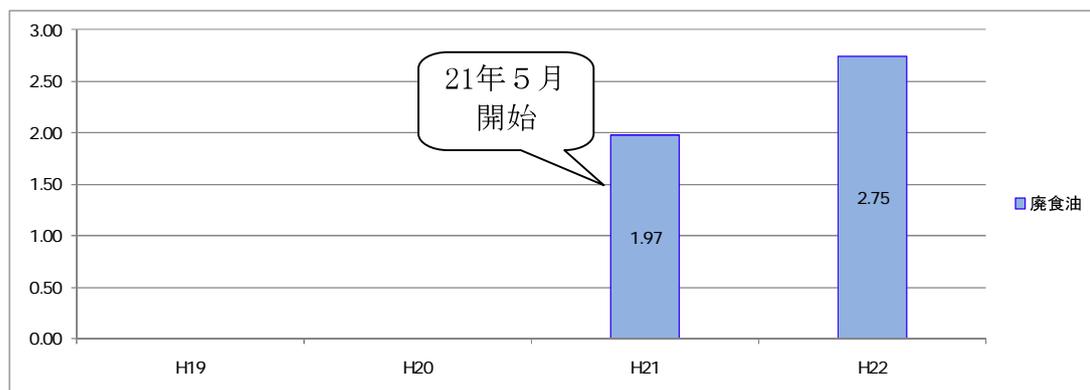


⑦ 廃食油

平成21年5月より回収を開始。安全面から区施設等（計7か所）で手渡しによる回収としている。対象になる廃食油は家庭で不用になった食用の油で、使用済みの食用油のほか、賞味期限切れなど未開封のものも回収する。回収した廃食油は搬入する指定業者に無償で引き渡し（処理費用も0円）、バイオディーゼル燃料等、有効活用している。

（グラフ10）廃食油回収量の推移

単位（t）



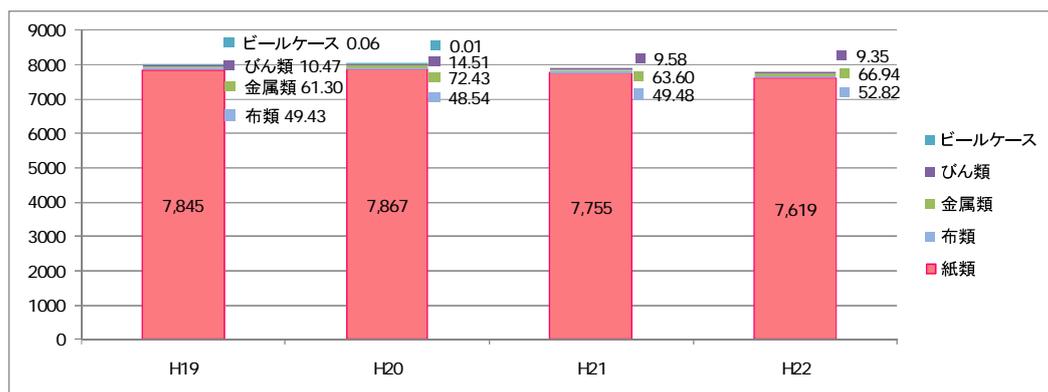
⑧ 集団回収支援

集団回収は、10世帯以上で構成される任意の団体が、家庭から出る古紙や古布などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す資源回収活動に対し、区が報奨金を支払うなどの側面的な支援を行うというものである。

北区では、35年以上の歴史があり、地域に密着した資源回収方法となっている。なお、現在の報奨金額は1kgあたり6円/kgとなっている。

（グラフ10）集団回収量の推移

単位（t）



4 北区廃棄物量の推移

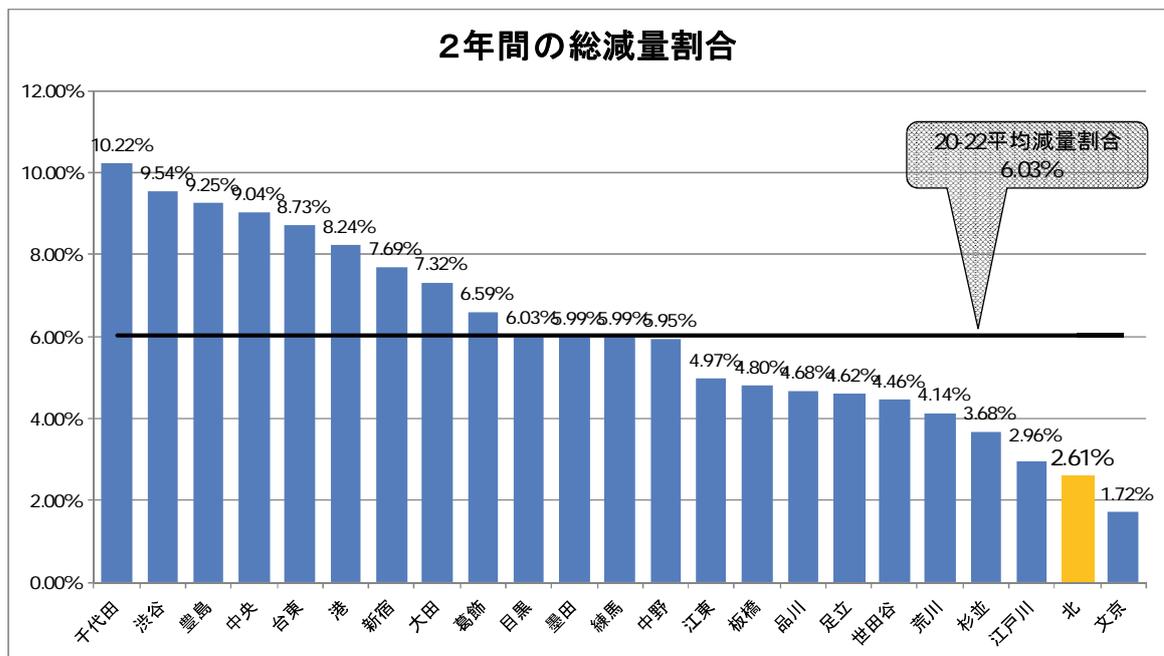
(1) 23区の直近3年のごみ減量傾向

単位 (t)

	20			21			22			2年間の 総減量割合
	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	
千代田	98,432	△ 9,717	8.99%	91,752	△ 6,679	6.79%	88,371	△ 3,381	3.43%	10.22%
中央	121,430	△ 8,459	6.51%	110,462	△ 10,968	9.03%	110,457	△ 5	0.00%	9.04%
港	166,608	△ 9,760	5.53%	157,879	△ 8,729	5.24%	152,886	△ 4,993	3.00%	8.24%
新宿	165,021	△ 10,388	5.92%	158,682	△ 6,339	3.84%	152,328	△ 6,354	3.85%	7.69%
文京	70,948	△ 3,033	4.10%	70,864	△ 84	0.12%	69,730	△ 1,134	1.60%	1.72%
台東	88,584	△ 4,739	5.08%	81,924	△ 6,661	7.52%	80,854	△ 1,070	1.21%	8.73%
墨田	85,153	△ 5,176	5.73%	85,190	37	-0.04%	80,048	△ 5,142	6.04%	5.99%
江東	150,376	△ 8,619	5.42%	145,533	△ 4,843	3.22%	142,895	△ 2,637	1.75%	4.97%
品川	118,735	△ 8,355	6.57%	115,895	△ 2,840	2.39%	113,178	△ 2,717	2.29%	4.68%
目黒	78,740	△ 5,766	6.82%	74,724	△ 4,016	5.10%	73,992	△ 732	0.93%	6.03%
大田	220,094	△ 8,736	3.82%	210,940	△ 9,154	4.16%	203,992	△ 6,948	3.16%	7.32%
世田谷	237,573	△ 8,879	3.60%	231,016	△ 6,557	2.76%	226,980	△ 4,036	1.70%	4.46%
渋谷	128,371	△ 5,183	3.88%	121,614	△ 6,756	5.26%	116,124	△ 5,490	4.28%	9.54%
中野	83,717	△ 5,329	5.99%	81,321	△ 2,396	2.86%	78,739	△ 2,582	3.08%	5.95%
杉並	140,146	△ 10,118	6.73%	135,945	△ 4,201	3.00%	134,992	△ 953	0.68%	3.68%
豊島	109,646	△ 4,690	4.10%	105,584	△ 4,063	3.71%	99,507	△ 6,076	5.54%	9.25%
北	93,665	△ 3,816	3.91%	91,619	△ 2,047	2.18%	91,219	△ 400	0.43%	2.61%
荒川	61,937	△ 2,229	3.47%	60,281	△ 1,656	2.67%	59,373	△ 907	1.46%	4.14%
板橋	153,177	△ 3,092	1.98%	148,617	△ 4,559	2.98%	145,825	△ 2,792	1.82%	4.80%
練馬	175,167	△ 11,140	5.98%	167,264	△ 7,903	4.51%	164,670	△ 2,594	1.48%	5.99%
足立	199,127	△ 9,230	4.43%	193,428	△ 5,699	2.86%	189,935	△ 3,493	1.75%	4.62%
葛飾	124,817	△ 4,327	3.35%	119,223	△ 5,594	4.48%	116,593	△ 2,630	2.11%	6.59%
江戸川	183,948	△ 10,187	5.25%	181,542	△ 2,406	1.31%	178,496	△ 3,047	1.66%	2.96%
23区計	3,055,410	△ 160,969	5.00%	2,941,299	△ 114,111	3.73%	2,871,185	△ 70,114	2.29%	6.03%

※ごみ量は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計値である。

※ごみ量と前年比は、トン未満を四捨五入しているため合計値が合わない場合がある。

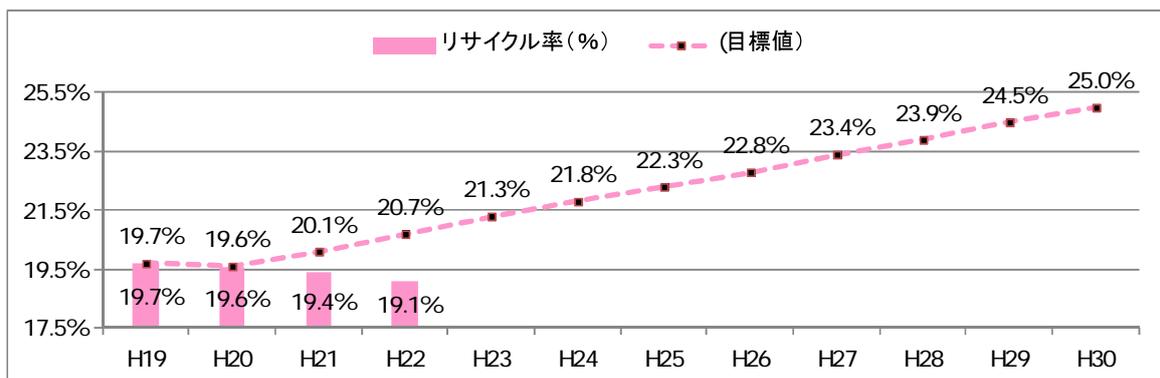
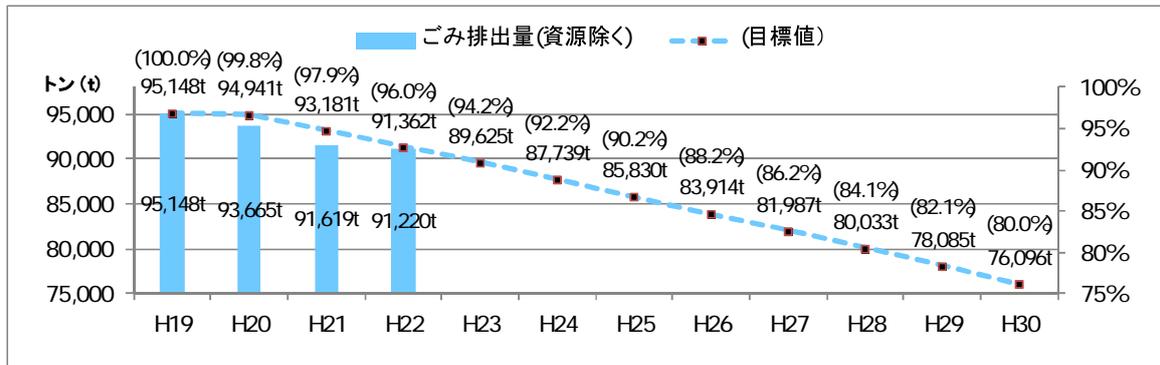


(2) ごみ・リサイクル品目別実績

単位 (t)

年度		H19	H20	H21	H22	
区収集	可燃ごみ	59,483	69,279	68,161	67,311	
	不燃ごみ	16,260	3,945	3,394	3,636	
	粗大ごみ	1,932	1,787	1,765	2,176	
	資源	スチール缶	848.49	951.78	721.13	570.37
		アルミ缶	163.93	183.40	357.30	427.07
		びん	2,752.04	2,660.13	2,712.55	2,754.88
		古紙	10,680.17	9,841.36	9,239.32	8,812.92
		ペットボトル(ステーション)	628.52	910.62	948.81	978.67
		分別回収 計	15,073.15	14,547.28	13,979.10	13,543.91
		ペットボトル(店頭回収)	254.24	201.90	193.75	199.27
		紙パック	26.92	27.70	27.26	28.91
		発泡トレイ	-	-	0.80	2.25
		乾電池	0.62	0.62	0.33	0.03
		廃食油	-	-	1.97	2.75
		拠点回収 計	281.78	230.22	224.11	233.21
資源 計 (a)	15,354.94	14,777.50	14,203.21	13,777.11		
区収集ごみ 計 (b)	93,030	89,789	87,523	86,900		
持込ごみ (c)	17,473	18,654	18,299	18,097		
集団回収	紙類	7,845	7,867	7,755	7,619	
	布類	49.43	48.54	49.48	52.82	
	金属類	61.30	72.43	63.60	66.94	
	びん類	10.47	14.51	9.58	9.35	
	ビールケース	0.06	0.01	0.00	0.00	
計 (d)	7,967	8,002	7,878	7,748		
ごみ排出量 (e=b+c)	110,503	108,443	105,822	104,997		
ごみ排出量(資源除く) (f=e-a)	95,148	93,665	91,619	91,220		
ごみ総排出量 (g=d+e)	118,470	116,445	113,700	112,745		
総資源化量 (h=a+d)	23,322	22,780	22,081	21,525		
リサイクル率 (%) (i=h/g*100)	19.7%	19.6%	19.4%	19.1%		

(3) 一般廃棄物処理基本計画の目標数値と進捗状況



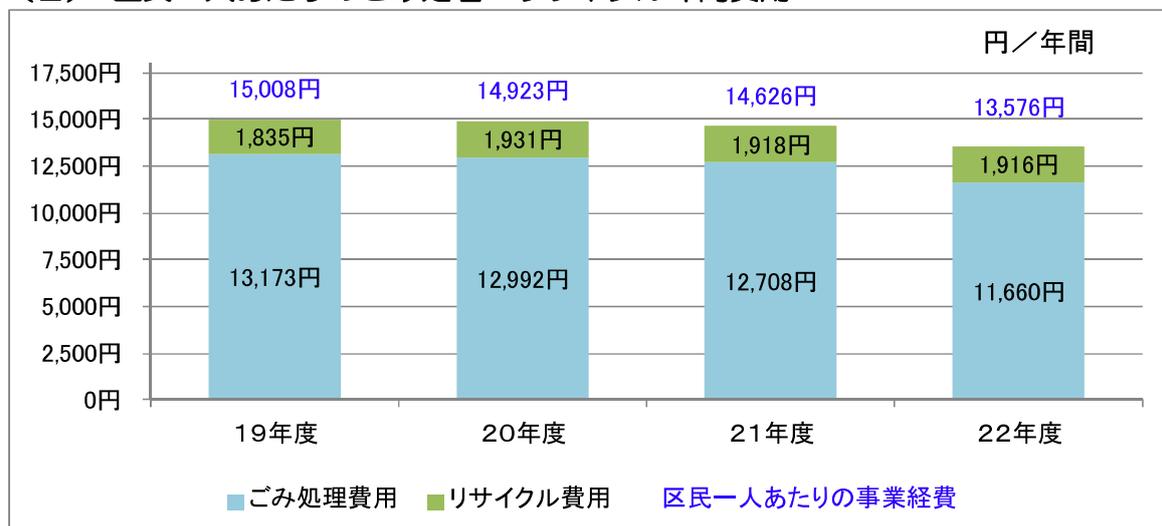
4 北区のごみ・リサイクル経費

(1) ごみ処理とリサイクルの費用（決算額）

	19年度	20年度	21年度	22年度
事業経費（合計）	4,955,315千円	4,968,948千円	4,902,865千円	4,546,089千円
リサイクル費用	605,870千円	642,846千円	643,008千円	641,512千円
ごみ処理費用	4,349,445千円	4,326,102千円	4,259,857千円	3,904,577千円
人口 （各年度4月1日現在）	330,183人	332,970人	335,213人	334,866人
区民一人あたりの事業経費	15,008円	14,923円	14,626円	13,576円
区民一人あたりのリサイクル費用	1,835円	1,931円	1,918円	1,916円
区民一人あたりのごみ処理費用	13,173円	12,992円	12,708円	11,660円

※19年度のリサイクル施設建設費（エコー広場館）を除く

(2) 区民一人あたりのごみ処理・リサイクル年間費用



東京都北区分別収集計画

平成22年6月15日

1 計画策定の意義

廃棄物処理及び清掃行政は、従来の「焼却処理」と「埋立処分」を中心としたものから循環型社会形成へと変遷した。国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に示されているとおり、廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、そして再資源化(Recycle)の3Rを優先して取り組むこと、さらに排出者責任、拡大生産者責任に基づく取り組みを推進することとされている。また、平成20年3月に策定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、具体的指標の充実や自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿った健全なものにすることで、持続的可能な社会が実現するとされた。

北区では、東京都からの清掃事業移管を受け、平成12年3月に一般廃棄物処理基本計画である「エコプラン2011^{にーまるいちいち}」を、その後、施策等の達成度や社会情勢の変化に合わせて、平成18年3月に、「エコプラン2015^{にーまるいちご}」を策定し、3Rへの取り組みや資源化施策など「持続的発展が可能なまちづくり」に積極的に取り組んできた。

平成20年1月には、「東京都北区資源循環推進審議会」から、「循環型社会の構築に向けた北区の施策のあり方」についての答申を受けた。さらに、平成20年4月からは、東京都の最終処分場のひっ迫などの問題から、最終埋立処分量の大幅な削減を目指すため、廃プラスチック類のサーマルリサイクルを実施した。これまでのごみ分別方法や処理システムが大きく変わる中で、廃棄物行政を取り巻く環境も地球温暖化防止の観点などから転換期を迎えている。

このような状況を踏まえ、より一層のごみの減量・資源化の促進を図り、さらなる循環型社会の構築を目指すため、平成21年3月「エコプラン2018^{にーまるいちちち}」を策定した。このエコプラン2018では、後述する基本理念と基本方針の達成を目指し、具体的な目標として「ごみの排出量20%削減」と「リサイクル率の5%向上」を掲げている。

本計画は、容器包装リサイクル法第8条に基づき、これまでの北区における循環型社会形成のための理念や施策を踏まえた上で策定するものであり、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化することによって、資源の再利用と廃棄物の減量を促進することを目的とするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、「北区基本構想」リサイクル清掃事業の最上位計画である「エコプラン2018」に示された基本理念と基本方針に準拠するものとする。

(1) 基本理念と将来像

北区が目指すまち(社会)のイメージは次のとおりである。

計画目標年次(平成30年度)において、基本理念 **「循環型社会の構築」 ~ごみゼロのまちづくり~**のもとに、3Rを推進し、さらなるごみの減量化や資源化、清掃事業の効率化などを図ることにより、ごみの排出を限りなくゼロに近づけ、低炭素社会にも配慮した循環型社会の構築を推進する。

北区は、このような循環型社会を構築するため、区民・事業者・区の三者が協働して取り組むことを、基本理念に掲げる。

(2) 基本方針

前述した基本理念と将来像のもと、本計画を実施するにあたっての基本方針を、次のとおり定める。

① 区民・事業者・行政の協働による3Rへの取り組みの推進

区民や事業者と協働し、“もったいない”や“ロハス”精神のもと、3R(発生・排出抑制、再使用、再資化)の取り組みを推進し、ライフスタイルの転換を目指す。

また、併せて地域の特性に応じた循環型システムを形成することを目指した事業を推進し、持続発展可能な循環型社会を目指す。

② ごみゼロのまちづくりのための啓発活動・環境学習の拡充

効果的なごみの減量のため、区民や事業者を対象とした、啓発活動や環境学習の推進を図る。

ごみ減量に有効な情報を盛り込んだ新たな情報紙の発行やごみ懇談会等の開催、幼児から大人まで各年代に応じた環境学習の推進や区民参加型事業等の拡充を図ることにより、ごみゼロのまちづくりを目指す。

③ 環境負荷の少ない適正なごみ処理・処分システムの構築

可燃ごみとして収集運搬しているその他プラスチック類はリサイクルの状況を見極めながら、品目の拡大を図る。清掃事業全般については、環境負荷の低減を念頭に置き、低公害車の導入を推進するなど、低炭素社会に配慮した運営を行う。

また、ごみの適正処理・処分を実施するために、今後も東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都他の特別区と協力・連携を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期、平成27年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定するものとする。

計画期間 平成23年度～平成27年度

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、発泡トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t/年)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	19,370	19,340	19,187	19,030	18,882

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を推進する。

① 普及啓発と環境教育の推進

- エコ広場館の支援
- 啓発活動の継続・充実
- 環境教育等の機会拡大
- リサイクラー会議(地域におけるリサイクル活動の担い手)の継続
- 親子リサイクル施設見学会の主催
- エコライフフェアの主催及びエコロジーキャンペーンの共催
- 地区別懇談会の開催

② 区民による3R推進活動の支援

- 区民のライフスタイル見直しの支援(簡易包装推進、フリーマーケット支援等)
- マイバックキャンペーンの実施
- 事業者回収制度の利用促進
- 集団回収の育成・支援
- リサイクル活動の支援
- グリーン購入活動の支援

③ 事業者による3R推進活動の促進

- 事業者自主回収の促進
- レジ袋削減の促進
- 資源回収再生業者の育成
- 廃棄物管理責任者講習会開催
- 廃棄物の適正な管理と自己処理の推進

④ 費用負担の適正化

- ごみ処理費用負担の適正化
- 経済的手法による3Rの促進
- 適正な費用負担等の経済的手法の検討

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の設備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、北区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t/年)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	698		691		679		667		655	
主としてアルミ製の容器	407		403		396		389		382	
無色のガラス製容器	(合計)									
	1,267		1,273		1,270		1,267		1,264	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	1,267	0	1,273	0	1,270	0	1,267	0	1,264
茶色のガラス製容器	(合計)									
	577		576		572		568		564	
	(引渡)	(独自処理)								
	577	0	576	0	572	0	568	0	564	0
その他のガラス製容器	(合計)									
	587		589		588		586		584	
	(引渡)	(独自処理)								
	587	0	589	0	588	0	586	0	584	0
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	29		30		30		31		31	
主として段ボール製の容器	3,030		2,968		2,887		2,807		2,730	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)									
	1,223		1,272		1,315		1,358		1,403	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	1,223	0	1,272	0	1,315	0	1,358	0	1,403
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(トレイ)	(合計)									
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物ごとの過去数年の収集実績、生産量等の動向、人口変動、区民の分別への協力量等を踏まえ算定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等 段階
スチール製容器		缶	・区委託業者によるステーション 回収	・委託業者 ・民間業者
アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	・区民団体による集団回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器包装		紙パック	・区委託業者による拠点回収 ・区民団体による集団回収	
段ボール		段ボール	・区委託業者による集積所回収 ・区民団体による集団回収	
ペットボトル		ペットボトル	・区委託業者によるステーション 回収 ・区委託業者による小売店等か らの拠点回収	
その他のプラスチック製容器包装		発泡トレイ	・区委託業者による拠点回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6項)

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理(選別・ 圧縮・保管等)
スチール製容器	缶	プラスチックコ ンテナ	2t 平ボディ車	委託業者の施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチックコ ンテナ	2t 平ボディ車	委託業者の施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス 等	2t パッカー車	民間業者の施設
段ボール	段ボール	バラまたは縛 る	2t 平ボディ車	委託業者の施設
ペットボトル	ペットボトル	網袋等	2t パッカー車	委託業者の施設
その他のプラスチック製容器包装	発泡トレイ	回収ボックス	2t パッカー車	委託業者の施設

集団回収については、各団体と契約している民間業者において収集し、中間処理を行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

区民や事業者の幅広い意見や要望を反映させ、かつ区民・事業者・区の三者の協力と役割分担のもと、分別収集と再商品化が円滑に推進できるよう、既存の清掃協力会・地域リサイクラー協議会との連携等を検討し、三者が一体となった推進体制を整備する。

また、区民や事業者による資源回収を促進するため、集団回収に対する支援、広報による普及啓発等を行う。

平成24年度東京都北区一般廃棄物処理実施計画

(東京都北区告示第167号)

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年東京都北区条例第28号。以下「条例」という。）第32条第1項及び東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、北区一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な平成24年度の事業について定める実施計画を次のとおり告示する。

平成24年4月1日

東京都北区長 花川 與惣太

1 施行区域

北区全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) ごみ、資源 | 104,640 t |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 553.2 k l |
| (3) 動物死体 | 1,206頭 |

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(1) 区民のライフスタイル変換に対する支援

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底により、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る。

- フリーマーケットの支援
- 区ロゴ入りマイバッグの配付
- 生ごみの減量に関する啓発
- 広報誌、ポスター、チラシ等によるPR

(2) 区民の自主的な資源回収活動の支援

集団回収に対する支援を継続し、さらに拡大に向けた支援を実施する。

- 集団回収の支援
- 集団回収実施地区の拡大
- 集団回収取り組み事業の情報提供

(3) 事業者回収制度の利用促進

- 事業者への自主回収実施の依頼
- 区民への普及啓発

(4) 事業者が排出するごみの減量及び適正処理の促進

事業者自らがごみの発生抑制、リサイクルの促進に努めるよう啓発する。

- 廃棄物の適正な管理と自己処理の推進
- 適正排出指導の強化
- 再生品の利用促進
- 廃棄物管理責任者講習会の開催

(5) 環境にやさしい事業活動の促進

事業者に対して、再資源化しやすい商品の製造・販売や包装材の簡素化等の推進を図る。

- レジ袋削減促進店登録制度

(6) 啓発活動の継続・拡充

3Rを中心として、ごみ減量に向けた区民・事業者への啓発活動を推進する。

- エコロジーキャンペーンの共催

- 消費生活展や環境展への参加
 - エコエコツアーの実施
 - 地区別懇談会の開催
 - 学校における環境教育や区民の自主的な学習活動への協力
 - ごみ減量や資源分別の区ホームページ等への情報拡充
 - リサイクル清掃関連施設見学会の実施
- (7) リサイクル活動の支援
- 区民によるリサイクル活動を促進するため、活動拠点の運営を支援するとともに、活動の担い手を育成し、自主的な活動を支援する。
- エコ広場館の支援
- (8) 区民・事業者・区の連携の強化
- 区民・事業者・区の代表者により、一般廃棄物の処理方針や減量に関する重要事項の調査審議を行う。
- 資源循環推進審議会の開催
- 4 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等
別表のとおり
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
中間処理施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行う。

(1) ごみ、資源

区分	種別	収集量	収集区域	収集方法等	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (資源を除く。)	60,914 t (日量: 197.1 t)	区内全域	北区が原則として週2回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源に分別し、定められた場所(原則としてそれを利用しようとする区民等が協議のうえ位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。)へそれぞれの収集日の午前8時まで、排出すること。
	不燃ごみ (資源を除く、不燃ごみ及び焼却不適ごみをいう。)	3,191 t (日量: 11.2 t)		北区が原則として月2回収集する。	自動車又は船舶による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。 ただし、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、中間処理をした後、再利用が可能な資源として処分する。	可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第21条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、容器による排出が困難な場合は、規則第21条第2項の基準に適合した袋による排出を認める。 また、不燃ごみのうち、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、規則第21条第2項の基準に適合した袋により、そのほかの不燃ごみとは別にして排出すること。
	資源(再利用を目的として、分別して回収するもので、古紙、びん・缶、ペットボトル、紙パック、発泡トレイ、廃食油、及び古布をいう。)	15,246 t (日量: 49.3 t)		[古紙、びん・缶] 北区が原則として週1回収集する。	自動車による。	再利用が可能な資源として、売却等により処分する。	資源のうち、古紙については、新聞、雑誌及び段ボールをそれぞれ別にひも等で束ねて排出すること。 資源のうち、びん・缶については、洗浄し、キャップ等を除いて、定められた場所に置かれたびん・缶それぞれのコンテナに排出すること。なお、各町会・自治会等は、コンテナ管理者を決定し、コンテナ管理者は、回収に合わせて、定められた場所にコンテナを設置する等、コンテナの管理を行う。
				[ペットボトル] 定められた場所については北区が原則として週1回収集する。 ペットボトルの回収事業に参加する販売事業者については、北区が原則として週3回収集する。			資源のうち、ペットボトルについては、キャップ等を除き、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、定められた場所に置かれたペットボトルの回収用ネット袋等又はペットボトル回収事業に参加する販売事業者(以下「参加販売事業者」という。)の設置する回収容器に排出すること。 なお、各町会・自治会等が決定したコンテナ管理者のうち希望する者は、回収に合わせて定められた場所にネット袋を設置する等、ネット袋の管理を行うことができる。また、参加販売事業者は、回収容器を設置し、回収品の保管等管理をすること。
			[紙パック] 北区が公共施設等の拠点で回収する。			資源のうち、紙パックについては、洗浄し、切り開いたうえで、乾燥させ、北区が公共施設等を拠点として設置した回収ボックスに排出すること。	
			[発泡トレイ] 北区が公共施設等の拠点で回収する。			資源のうち、発泡トレイについては、洗浄し、乾燥させ、北区が公共施設等を拠点として設置した回収ボックスに排出すること。	
			[廃食油] 北区が公共施設等の拠点で回収する。			資源のうち、廃食油については、使用済みのものはペットボトル等のふたのしっかり閉まる容器に入れ、未開封のものはそのまま、北区が公共施設等を拠点として定めた場所に排出すること。	

条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

						資源のうち、古布については、洗濯をしてから、ポリ袋に入れて、北区が公共施設等を拠点として定めた場所に排出すること。	
粗大ごみ	3,377 t (日量: 11.0 t)		[古布] 北区が公共施設等の拠点で回収する。		東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	粗大ごみ受付センター(千代田区鍛冶町2-2-2)に申告し、決められた日に排出する。その際、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出する。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は除去すること。	
特定家庭用機器廃棄物※1	—		区民自らが指定引取場所に持ち込むもののほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が収集する。		小売業者等は、製造業者等が設置する指定引取場所において製造業者へ引き渡す。	以下のいずれかの方法で、引き渡すこと。 ①製品を購入した販売店、又は同種の製品を購入する販売店へ引き渡す。 ②区民自らが指定引取場所に持ち込む。 ③家電リサイクル受付センターへ申し込む。 排出者は、特定家庭用機器再商品化法第19条の規定により、製造業者の定めるリサイクル料金を負担すること。また、引き渡しに際して収集運搬料金が発生した場合は、その費用を負担すること。	
パーソナルコンピュータ ※1	—		再生利用を目的とし、適正に収集運搬する者が行う。		適正に再資源化をする者が行う。	製造事業者等に申し込むこと。 排出者は製造事業者等の指示により、回収・再資源化料金を負担すること。	
事業系一般廃棄物	可燃ごみ(一般廃棄物)※4	4,285 t (日量: 11.0 t)	区内全域	家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物と併せて原則として週2回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 排出にあたっては、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで排出するなど北区の指示によること。 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源(古紙)に分別し、定められた場所へそれぞれの収集日の午前8時までに、排出すること。なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第21条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、容器による排出が困難な場合は、規則第21条第2項の基準に適合した袋による排出を認める。 また、不燃ごみのうち、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、規則第21条第2項の基準に適合した袋により、そのほかの不燃ごみとは別にして排出すること。 資源(古紙)については、新聞、雑誌及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。
	可燃ごみ(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)※3,4			家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて原則として週2回収集する。	自動車による。		
	不燃ごみ(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)※3,4	224 t (日量: 0.8 t)		家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物と併せて原則として月2回収集する。	自動車又は船舶による。	東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。 ただし、ライター、スプレー缶、カセットボンベについては、中間処理を行った後、再利用が可能な資源として処分する。	

資源（再利用を目的として分別して回収する古紙をいう。）	690 t (日量： 2.2 t)	事業者による自己処理又は廃棄物処理業者等による処理のほかは、北区が行う家庭廃棄物の収集運搬に支障のない範囲において、家庭廃棄物と併せて原則として週1回収する。	自動車による。	再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	
持込ごみ	16,713 t	事業者自ら又は廃棄物処理業者による。	自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合の管理・運営する施設で中間処理を行った後、資源化又は東京都の管理・運営する処分場で埋立処分する。	区長の指定する施設を利用して処分する場合は、北区及び施設管理者の示す基準・方法等を遵守すること。
食品リサイクル対象品目	—	事業者が自ら行うもののほか、再生利用を目的とし、適正に収集運搬する者が行う。		関連する法令等が定めた施設において適正に資源化する。	関連する法令等に基づき、周辺環境に配慮して排出すること。

備考)

※1 「特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第6に規定するパーソナルコンピュータ」は製造事業者等により回収・再資源化することとし、天災その他特別の理由があると区長が認めるときを除き、区では収集しない。

※2 引越荷物運送業者が、転居する者から政令に準拠した委任を受け、予め北区に登録した倉庫において管理している粗大ごみについては、原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が収集する。

※3 廃棄物の種別のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

※4 区が収集する事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、事業規模が常時使用従業員で20人以下、又は一排出戸当たり排出する量が一日平均10kg未満の事業者から排出されるものとする。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）	22.0kl	北区が板橋区（板橋東清掃事務所）に収集、運搬を委託する。	吸い上げ自動車による。	中間処理をした後、下水道放流により処分する（施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合）。 一般廃棄物処理業者が行う。	公共下水道処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布きれ、その他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥及びディスポーザー汚泥	126.5kl	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車により運搬する。		浄化槽法第10条に定める機器類の保守点検及び清掃を行うこと。 浄化槽法第7条、第11条に定める法定検査を受けること。
し尿混じりのビルピット汚泥	119.4kl				事業系し尿等については、原則民間受け入れ施設へ持ち込むものとする。
事業活動に伴って生じたし尿	285.3kl				

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	1,206頭	占有者又は管理者による自己処理又は廃棄物処理業者等による処理のほかは、申告により北区が収集する。	自動車による。	関連する法令等が定めた施設において火葬する。	北区に収集を依頼する場合は、区が示す基準を遵守し、規則第24条に定める動物死体届出書により、区長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう北区の指示によること。